

令和七年秋田県議会 第二回定例会議案

(十二月議会 追加提案分)

[12]

令和七年十二月八日提出

議案第二百七十号

議案目録

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

3頁

議案第二百七十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 危険鳥獣捕獲等作業手当

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項に次の一号を加える。

十七 危険鳥獣捕獲等作業

第二十四条第二項中「、第十五号及び第十六号」を「及び第十五号から第十七号まで」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条を第二十四条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十九条の前の見出しを削り、同条を第二十条とし、同条の前に見出しとして「（災害応急作業等手当）」を付する。

第十八条を第十九条とし、第九条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

（危険鳥獣捕獲等作業手当）

第九条 危険鳥獣捕獲等作業手当は、人事委員会規則で定める公署に勤務する職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

附則第二項中「以下」を「次項において」に、「第十九条第一項第二号」を「第二十条第一項第二号」に改める。

附則第三項中「第二十条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

附則第五項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第二条（第七号に係る部分に限る。）及び第九条の規定は令和七年九月一日から、同条例第二十五条第一項（第十七号に係る部分に限る。）及び第二項（同号に係る部分に限る。）の規定は同年十一月十三日から適用する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項の表職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第十一條第二項の項中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同表職員の特殊勤務手当に関する条例第十六条第二項の項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

令和七年十二月八日提出

秋田県知事 鈴木健太

理由

職員の勤務の実態に鑑み、危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した職員に対し特殊勤務手当を支給する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。